

契 約 書

事業者： 訪問看護ステーション エルハートナースケア

（以下、「利用者」といいます）と、株式会社エルハートの営む訪問看護ステーション エルハートナースケア（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令、医療保険法、その他各保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。尚、使用する保険については、病名、その他状況に応じて、保険証を確認し、利用者の同意を得て使用いたします。

第2条 （契約期間）

1. 契約開始日は 令和 年 月 日 とします。保険種別は、医療保険・介護保険（介護予防訪問看護・訪問看護）、その他（ ）を使用します。利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。また、契約期間中に、介護予防から訪問看護への変更、訪問看護から介護予防訪問看護への変更、状態の変化に伴い介護保険と医療保険との切り替え等の保険種別の変更があった場合は、口頭で説明を行い、文書による再契約は行わずサービスを継続するものといたします。料金等に変更がある場合には、必要に応じて【重要事項説明書】を用い、再度ご説明いたします。

第3条 （訪問看護計画作成・変更）

1. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問看護計画を作成するものとします。
2. 事業者は、主治医の指示、居宅サービス計画書、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」の内容を利用者およびその家族に説明し、その同意を得るものとします。
3. 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、重要事項説明書にある訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。
 - ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
 - ② 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
4. 事業者は、訪問看護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 （主治医との関係）

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第5条 （訪問看護サービスの内容）

1. 利用者が提供を受ける訪問看護サービスの内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、個別に【訪問看護計画書】を作成し、利用者およびその家族に説明します。
2. 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、【訪問看護計画】に沿って【重要事項説明書】に定めた内容の訪問看護サービスを提供します。
3. 訪問看護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の【訪問看護計画】を作成し、それをもって訪問看護サービスの内容とします。

第6条 (サービス提供の記録)

- 事業者は、訪問看護サービスの実施ごとに、サービス時間中に内容等をサービス実施記録簿に記入します。
- 事業者は、サービス実施記録簿を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関するサービス実施記録簿を閲覧できます。
- 利用者は、希望があればいつでも当該利用者に関するサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。(実費は当該利用者が負担)

第7条 (訪問看護師の交替等)

- 通常の訪問看護は複数の看護師で行います。利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
- 事業者は、訪問看護師の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- 訪問看護師が、他の緊急訪問や、体調不良等の場合で、当該利用者の訪問出来なくなった際は、代替人員を選いたします。

第8条 (料金)

- 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計金額を支払います。
- 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日前後に利用者に送付します。
- 利用者は、当月料金の合計額を翌月27日までに事業者の指定する方法で支払います。
- 利用者は、居宅において、サービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第9条 (サービスの中止)

- 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 利用者が、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、【重要事項説明書】に定める料金の全部または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第6条の4に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第10条 (料金の変更)

- 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 利用者が料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第11条 (契約の終了)

- 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 事業者及び利用者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
 - ④ この媒介契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 事業者及び利用者の一方について、この媒介契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合にはその相手方は、何らの催告を要せずして、この媒介契約を解除することができます。
 - ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項④の確約に反する行為をした場合
3. 乙が前項の規定によりこの媒介契約を解除したときは、乙は、甲に対して、約定報酬額に相当する金額（既に約定報酬の一部を受領している場合は、その額を除いた額。なお、この媒介に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。）を違約金として請求することができます。

第13条（守秘義務等）

1. 事業者、および事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第14条（損害賠償責任）

1. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第15条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者及び職員の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第16条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第17条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第18条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第19条（連携）

事業者は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第20条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第21条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第22条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、

1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】 東京都 調布市 狐江市 三鷹市

住 所 (〒) _____

氏 名 _____

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との 関 係 _____

氏 名 _____

住 所 (〒) _____

電 話 _____

日中連絡がつく番号 _____

【緊急時の連絡先】

- 1 署名代行者と同じ
2. 署名代行者と異なる場合

氏名 (ふりがな) _____ 続柄 _____

住所 (〒) _____

電話 _____

日中連絡がつく番号 _____

【お引き落としが出来なかった場合のご連絡先】

- 1 署名代行者と同じ
2. 緊急連絡先と同じ
3. 署名代行者や緊急連絡先と異なる場合

氏名 (ふりがな) _____ 続柄 _____

住所 (〒) _____

電話 _____

日中連絡がつく番号 _____

【会社概要】

社名 株式会社エルハート

設立 平成21年 10月

所在地 東京都調布市布田 2-19-2

代表者 代表取締役 山田伸子

東京都介護保険事業者番号 1364290039

【事業内容】

訪問看護事業/居宅療養管理指導/介護物品販売等

【事業所】

東京都調布市布田 2-19-2

訪問看護ステーション エルハートナースケア

管理者 山田 伸子